

東京大学産学連携協議会会則

平成18年7月18日 制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京大学産学連携協議会（以下「本会」という。）と称し、英文名をUT University Corporate Relations Network（略称「UTUCR-Network」）とする。

(目的)

第2条 本会は、産業界と東京大学とが社会に役立つ新しい価値の創造を、多様な形態で実践することにより、東京大学の知と産業界の知を融合し、もって、社会にとって新しい価値を創出することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 産業界から東京大学への要望・提案の直接的な受付
- (2) 産業界に対する東京大学からの直接的な情報発信
- (3) 産業界と東京大学とのコミュニケーション・ネットワークの構築
- (4) 産学連携に関する会員相互の情報・意見交換
- (5) 社会に対する産学一体となった戦略的提言
- (6) 産学連携プロジェクトの検討・推進
- (7) 新しい産学連携モデルの構築
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員

(入会)

第4条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した東京大学の役員又は教職員
- (3) 特別会員 本会の目的に賛同して入会を理事会が特に認めた者

2 本会への入会を希望する者は、別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。

3 入会は、理事会において可否を決定し、その結果については速やかに入会申込者へ通知するものとする。

(会員の特典)

第5条 会員は、本会の総会及び本会が主催・企画する各種事業等に参加することができる。

2 会員は、本会が発信する産学連携等に関する情報を無料で受取ることができる。

3 会員は、運営本部を通じて、他の会員に産学連携等に関する情報を発信することができる。

(入会金及び会費)

第6条 本会への入会金及び会費は、徴収しない。

(退会)

第7条 会員は、原則としていつでも退会届の提出により、本会を退会することができる。

第3章 理事及び理事会

(理事及び理事長)

第8条 本会に、理事を置く。

- 2 理事は、3名以上10名以内とする。
- 3 理事のうち1名を理事長とし、理事長は東京大学総長とする。
- 4 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 5 理事は、東京大学の役員及び教職員のうちから理事長が指名する。
- 6 理事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(理事会)

第9条 本会に、理事をもって構成する理事会を置く。

- 2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 本会の運営に必要な諸規則の制定及び改廃
 - (2) その他本会の運営に関する重要事項
- 3 理事会は、年1回以上開催する。
- 4 理事会の議長は、理事長とする。
- 5 理事会は、理事長が招集する。
- 6 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、成立しない。
- 7 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 8 理事会は、必要と認められる場合は、執行権限の一部を運営本部に委譲することができる。

第4章 産業界アドバイザー

(設置)

第10条 本会に、産業界アドバイザーを置く。

- 2 産業界アドバイザーは、3名以上10名以内とする。

(選任)

第11条 産業界アドバイザーは、法人会員又は特別会員の中から理事長が委嘱する。

(業務)

第12条 産業界アドバイザーは、理事長の諮問に応じ、答申を行うものとする。

- 2 産業界アドバイザーは、本会の運営等に関し積極的に理事会に意見具申を行うことができる。

(任期)

第13条 産業界アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された産業界アドバイザーの任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第5章 アドバイザリーボードミーティング

(開催)

第14条 理事長は、理事及び産業界アドバイザーで構成するアドバイザリーボードミーティングを、原則、毎年2回開催する。

(業務)

第15条 アドバイザリーボードミーティングは、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) 本会が実施する事業等に関する事項
- (3) 産学連携についての提言・提案に関する事項
- (4) その他理事長が必要と認める事項

第6章 産学連携委員会

(設置)

第16条 本会に、産学連携委員会を置く。

(業務)

第17条 産学連携委員会は、理事会から特に要請を受けた事項を検討する。

(構成)

第18条 産学連携委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、東京大学産学連携本部長とする。

3 委員は、次の各号に掲げる者の中から理事長が委嘱する。

(1) 理事会が推薦する東京大学の教職員 6名以上20名以内

(2) 産業界アドバイザーが推薦する会員 6名以上20名以内

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 運営本部

(設置)

第19条 本会は、運営本部を東京大学産学連携本部内に設置する。

2 運営本部長は、東京大学産学連携本部長とする。

(業務)

第20条 運営本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 第3条に規定する各事業の推進
 - (2) 理事会から執行権限を委譲された事項
 - (3) その他理事会から要請を受けた事項
- 2 その他運営本部に関し、必要な事項は別に定める。

第8章 UCR研究会

(設置)

- 第21条 本会は、会員により構成されるUCR (University Corporate Relations) 研究会を設けることができる。
- 2 UCR研究会は、次に掲げる活動を行うことができる。
- (1) 本会の事業内容に関する具体的提案
 - (2) 本会の運営に関する具体的提案
 - (3) 第3条に掲げる事業に関する具体的検討
- 3 UCR研究会の事務局は、運営本部が行う。
- 4 その他UCR研究会に関し、必要な事項は別に定める。

第9章 補則

(改廃)

- 第22条 この会則の改廃は、第9条第7項の規定にかかわらず、出席した理事の3分の2以上の賛成をもって決する。

附 則

この会則は、平成18年7月18日から施行する。